

## 与党PTにおける今後の検討課題について

与党プロジェクトチームにおける検討課題	検討状況
<p>(1) <u>保険料軽減判定を個人単位で行うことについては、他制度との関連も含めて引き続き検討し、早急に結論を得る。</u>また、世帯内で個々人が加入する保険が異なること等加入関係の変化に伴う問題についても、併せて検討する。</p>	<p>○保険料軽減判定を個人単位で行うことについては、費用、介護や国保との関係等を考慮の上、どのような対応が可能か、引き続き検討する。</p> <p>○75歳到達月の患者負担の限度額が2倍となることへの対応について (対応案)75歳到達月における自己負担限度額の特例を創設する政令改正を行い、平成21年1月に施行する。</p> <p>○長寿医療制度の創設に伴い、一部の方については、新たに現役並み所得者と判定され、1割負担から3割負担となることについて (対応案)1割負担のままとするよう政令改正を行い、平成21年1月に施行する。</p>
<p>(2) <u>保険料の年金からの徴収の対象要件(年金額18万円以上)の引上げやいわゆる被扶養者の年金からの徴収の是非等そのあり方については、他制度への波及等も含めて引き続き検討する。</u></p>	<p>○今回の普通徴収に係る対象範囲の拡大を踏まえ、引き続き検討する。</p>
<p>(3) 70歳から74歳の医療費自己負担増(1割→2割)及び被用者保険の被扶養者の保険料負担についての平成21年4月以後の扱いについては、昨年10月の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームのとりまとめを踏まえ、引き続き検討する。</p>	<p>○70歳から74歳の医療費自己負担増(1割→2割)の凍結及び被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減については、平成21年度も継続して実施する。</p>
<p>(4) <u>都道府県の関与の在り方について検討する。</u></p>	<p>○市長会・町村会・広域連合等の意見を聴取しながら、関与のあり方について、引き続き検討する。</p>